

京都市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成23年7月19日

京都市長 門川大作

京都市規則第19号

京都市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則

京都市印鑑条例施行規則の一部を次のように改正する。

第4号様式備考以外の部分中「電子計算機処理に係る証明用」を削り、同様式備考を次のように改める。

備考 大きさは、日本工業規格A列4番とする。

第5号様式備考を次のように改める。

備考 大きさは、日本工業規格A列4番とする。

附 則

この規則は、平成23年7月19日から施行する。

(文化市民局市民生活部区政推進課)